

令和 2年3月24日

児童クラブ保護者 様

益田市長 山本 浩章  
(公印省略)

### 放課後児童クラブ令和2年3月の利用料について

ご承知のとおり新型コロナウイルス感染症拡大防止のため小学校の臨時休校に伴い、放課後児童クラブにおいては緊急的に開設をしておりますが、利用にあたっての制限（自粛）を設けており、皆様には趣旨をご理解のうえ、自粛についてのご協力をいただいておりますことにお礼申し上げます。

つきましては、令和2年3月の利用料について下記のとおり減免の対応としますので、こちらにつきましてもご理解とご協力をよろしく申し上げます。

ご不明な点がございましたら、市子ども福祉課または各放課後児童クラブへ連絡願います。

#### 記

##### 1. 利用料について…日割りとします。

区分	通常	令和2年3月
1 人 目	月額 5,500 円	1 日 220 円
2 人 目 以 降	月額 4,000 円	1 日 160 円
延 長 料 金	月額 1,500 円 (1 世帯あたり)	1 日 60 円 (1 世帯あたり)
生活保護世帯	免除	免除
準用保護世帯	月額 1,500 円	1 日 60 円

※減免にあたり、「益田市放課後児童クラブ利用料減免申請書」の提出が必要となります。

「益田市放課後児童クラブ利用料減免申請書」の提出がない場合には通常の利用料となりますので、ご注意ください。

##### 2. 手続きの流れ

①利用料減免申請	「益田市放課後児童クラブ利用料減免申請書」に必要事項をご記入のうえ、各クラブにご提出ください。(3月31日まで)
②月額利用料減免の可否の決定	①の申請書に基づき減免可否の決定を益田市が行います。
③利用料減免決定	「益田市放課後児童クラブ利用料減免決定(申請却下)通知書」を郵送でお知らせします。(4月上旬)
④利用料の納付について	③に基づき利用料をクラブに納付してください。 (4月25日まで) ※すでにご納付いただいております利用料については、返金をいたしますので、決定額に基づいた利用料を再度クラブまで納付していただきますようお願いいたします。

※短期間での手続きとなりますが、ご協力よろしく申し上げます。